

第5 川口総合文化センター「リリア」(指定管理)

1 設置根拠

川口総合文化センター設置及び管理条例(平成元年6月29日条例第48号)

2 設置目的

芸術文化の振興とコミュニティの促進を図り、もって豊かな市民生活の形成と地域社会の発展に寄与することを目的とする。

3 事業概要

- ・メインホール、音楽ホール、催し広場、展示ホール、リハーサル室、茶室、練習室及びギャラリー並びに附属設備(以下「メインホール等」という。)の利用に関する事業。
- ・駐車場の利用に関する事業。
- ・その他当施設の設置目的を達成するために必要な事業

4 施設等の概要(平成31年4月1日現在)

(1) 所在地

川口市川口3丁目1番1号

(2) 開設年月日

平成2年7月1日

(3) 敷地面積、建築面積及び延床面積

敷地面積: 7,000 m²

建築面積: 6,234 m²

延床面積: 35,875 m²

(4) 沿革

年	内容
昭和 55 年 5 月	大蔵省国有財産中央審議会答申により「公害資源研究所」跡地(4.8ha)は、川口駅西口地域一帯の再開発用地として利用することが決定。
7 月	基本構想立案(川口駅西口地区整備計画調査)
昭和 58 年 3 月	基本計画策定(施設延床面積 30,470 m ²)
昭和 60 年 3 月	建設設計コンペ実施
5 月	実施計画開始
10 月	都市計画決定
昭和 61 年 1 月	土地売買契約締結
5 月	基本設計完了
9 月	実施設計完了
昭和 62 年 7 月	建設工事着工
昭和 63 年 12 月	施設の愛称全国公募、翌年 3 月「リリア」と決定
平成元年 5 月	財団設立(基本財産 5 億円 100%市出資、財団職員 5 名市職員兼務)
平成 2 年 4 月	総務部に総合文化センター事業推進室(課)を設置(職員 7 名) 財団法人事務局体制本格稼働(新規採用財団職員 7 名＋市職員 7 名)
7 月	建設工事竣工 開館(約 1 か月間オープニング記念イベント実施)

出所：川口市資料

(5) 基本理念

- ・質の高い様々な芸術・文化に接する機会を提供することにより、高度化、多様化する市民のニーズに応えていく。
- ・地域の文化活動やその発表の場を提供するとともにコミュニティの醸成を促進していく。
- ・独自の文化・情報を創造し発信することで、都市のイメージ・アップを図っていく。

5 所管課及び運営形態

所管課：市民生活部自治振興課

運営形態：指定管理者制度

指定管理者：公益財団法人川口総合文化センター

6 施設の維持管理

(1) 固定資産台帳上の価額（平成 30 年 4 月 1 日現在）

土 地：4,997,978,580 円（6,999.97 m²）

建 物：6,654,009,486 円

工作物： 3,719,940 円

リリアの敷地は、川口駅西口にあった国立公害資源研究所の移転に伴い、川口駅西口地域一帯の再開発事業用にその跡地の一部の払い下げを受けたものである。自治振興課資料によれば大蔵省からの払い下げ価格は平均単価 375 千円／m²、土地の取得価額は 2,624,988 千円（69,999.97 m²×375 千円）であり、固定資産台帳の取得価額と 2,372,990 千円の差異が生じていた。

【指摘 18】固定資産台帳の正確性の確保

「第 3 章 公共施設の維持管理における川口市の方針と取り組み 5 固定資産台帳の整備状況 （2）固定資産台帳の整備状況 イ 固定資産台帳の正確性」参照。

(2) アセットマネジメント

ア 施設の維持管理点検の状況、耐震化の状況

(ア) 施設の維持管理点検

- ・ 自家用電気工作物点検（年 1 回）
- ・ 防災管理点検・防火対象物点検（年 1 回）
- ・ 特殊建築物定期点検（2 年に 1 回）
- ・ 連結送水管定期点検（3 年に 1 回）
- ・ 消防用設備点検（年 2 回）
- ・ ゴンドラ性能検査（月 1 回）
- ・ ねずみ等防除業務生息点検（月 1 回）
- ・ ねずみ等防除施行（半年に 1 回）
- ・ 舞台装置、備品等の保守点検（定期）

(イ) 耐震化の状況

当施設は平成 2 年に開設された施設であり、建築基準法の新耐震基準を満たしている。

イ 施設整備及び改修計画

当施設は、長寿命化を図るべく、開設から約 10 年後の平成 13 年 3 月に中長期修繕計画を策定した。しかし、計画は策定したものの市の財政状況は厳しく、計画どおり大規模修繕を実施することができなかった。以来、本計画にとらわれず劣化状況に応じて優先順位を付けて、修繕を行ってきたものである。

平成 30 年度に一般財団法人地方自治研究機構（以下「地方自治研究機構」という。）と共同調査研究「少子高齢化等に配慮した公共施設整備のあり方（川口総合文化センター大規模改修工事に向けた将来像の研究）」を実施し、当施設の改修要件のアウトライン、考え方、方針検討、改修対象等の検討を行った。この共同調査研究は、総事業費 1,000 万円であるが、このうち市の負担額は 400 万円である。この共同調査研究結果では、

- ・ 計画的に中小規模の改修を進めてきているものの、開設から 30 年近くが経過し、施設・設備の老朽化も進み、新たな技術や時流への対応も必要な状況。
- ・ 市民活動への対応と国際的なイベントの両方に対応する文化施設として、高い稼働率を維持していることから、今後も存続する必要。
- ・ よって、大規模改修による延命を図ることが妥当。

との結論に達した。この調査報告書は、地方自治研究機構のウェブサイトに掲載されている。

本共同調査研究の結果を踏まえて、令和元年度に改修計画の基本計画を策定、順次、改修設計の基本設計、改修要件の実施設計を行い、改修工事を実施する予定となっている。

改修基本計画の策定にあたっては、後継機種の選定、省エネ化、バリアフリー化、機能性・利便性、安全性の向上等に対応するため、原則として次の実施項目についての調査、調整、企画、提案等を行うものである。

（ア）施設設備改修履歴調査

（イ）現場調査

（ウ）関係者意向調査（川口市、指定管理者、管理業務受託業者等）

（エ）改修計画書作成

- ・ 目的及び理念
- ・ 改修方針、改修項目及び改修内容（休館を伴い実施する改修、休館を伴わない改修）
- ・ 改修工事工程（備品移動、引越し等の準備期間、習熟訓練等の閉館準備期間を含む）
- ・ 工事発注区分（一括発注、分離発注）

- ・改修概算工事費
- ・その他改修に伴い費用が発生する項目等の整理

また、改修計画の費用対効果を検証するため、本業務で実施する各種調査結果を踏まえたうえで必要となる改修項目及び改修内容等を抽出・整理し、「経済性」「利便性」などの客観的な評価指標に基づき優先度を判定するとともに、「改修費用」「改修工期」「機能性」など異なる視点（又はその組合せ）による複数の改修案（改修費用及びスケジュールを含む。）を提示している。

この改修基本計画は業務委託により策定し、平成 31 年 4 月 16 日に一者随意契約により有限会社空間創造研究所と委託料 9,405,000 円（税込）、履行期間平成 31 年 4 月 16 日から令和 2 年 3 月 19 日まで業務委託契約を締結している。指名業者選考依頼書に記載されていた一者随意契約理由は、次のとおりである。

<一者随意契約理由>

リリアの改修において、平成 30 年度に大規模改修工事に向けた調査を行っており、また、建築、電気設備、給排水衛生設備だけでなく、舞台機構設備、舞台照明設備、舞台音響設備等の音楽ホール特有の改修計画策定に対応が可能であるため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づき、有限会社空間創造研究所と一者随意契約するもの。

音楽ホール特有の改修計画策定に対応可能な事業者であっても複数存在しているが、契約相手先の業者は前述の地方自治研究機構との共同調査研究における基礎調査の業務委託先であり、リリアの現状を把握しているという点において唯一の事業者であることから、一者随意契約となったものである。しかし、上記説明文は、実施した調査の位置付け及び調査実施者についての説明がなく、一者随意契約にしなければならない理由の記載が不十分と認められた。

【意見 42】一者随意契約理由は、詳細に記載すべきである。

「第 3 川口市立芝スポーツセンター（直営） 9 施設の運営管理（4）委託費 イ 平成 30 年度の業務委託契約状況 （エ）スポーツセンター等管理補助業務委託 c 契約方法」参照。

令和元年度の改修工事予定は 8 件、予算合計 150,000 千円であり、内訳は次表のとおりである。

No.	工事名	予算額（千円）
1	タワー棟ゴンドラ巻上機改修工事	9,000
2	メインホール舞台照明コンセント改修工事	68,000
3	ホール棟3階喫煙室増設工事	11,000
4	駐車場・展示ホール・メインホールシャッター更新工事	18,000
5	タワー棟冷温水及び温水流量計改修工事	8,500
6	ホール棟鋼製建具改修工事	15,000
7	メインホールホワイエ内装改修工事	9,500
8	メインホール・音楽ホール・催し広場時刻表示システム改修工事	11,000
合計		150,000

出所：川口市資料を加工

ウ 平成30年度の工事契約状況

130万円以上の修繕等工事は市の負担で実施される。平成30年度における工事契約は次の8件である。このうち契約金額が1,000万円以上のNo.1～No.3の3件について、その契約内容を検証した。

（税込、単位：円）

No.	工事名	契約方法	応札者数/指名者数	契約金額
1	防火シャッター安全装置取付等工事	指名競争入札	4者/8者	41,796,000
2	ホール棟エレベーター改修工事	一者随意契約		30,834,000
3	展示ホール可動パネルローラー改修工事	指名競争入札	2者/7者	10,800,000
4	館内トイレ及び洗面台手摺設置工事	指名競争入札	3者/6者	7,813,800
5	泡消火設備用圧力タンク取替工事	指名競争入札	6者/6者	6,750,000
6	防災センター監視カメラシステム改修工事	指名競争入札	6者/6者	6,480,000
7	催し広場監視カメラシステム改修工事	指名競争入札	4者/5者	4,374,000
8	10階電気室内非常用バッテリー取替工事	参加意思確認型指名競争入札	6者	4,212,000

出所：川口市資料

（ア）防火シャッター安全装置取付等工事

a 契約概要

項目	内容	摘要
契約日	平成30年9月14日	

工事場所	川口市川口 3-1-1	
工期	平成 30 年 9 月 14 日～ 平成 31 年 1 月 31 日	
契約金額（税込）	41,796,000 円	
契約保証金	3,096,000 円	損保ジャパン日本興 亜(株)履行保証
契約業者	布施建設工業株式会社	
工事完成通知書	平成 31 年 1 月 29 日	
完成検査結果通知書	平成 31 年 1 月 30 日	検査済書控は作成し ていない
工事目的物引渡書	平成 31 年 1 月 31 日	
請求書	平成 31 年 2 月 13 日	
予定価格（税抜）	40,070,000 円	
落札率	96.6%	

b 契約方法

(a) 契約形態

指名競争入札（地方自治法施行令第 167 条第 3 号）

(b) 入札結果（平成 30 年 9 月 7 日）

入札結果は次表のとおり。指名 8 者のうち半数の 4 者が辞退している。

（単位：千円）

業者名	金額（税抜）	結果	摘要
株式会社秋元工務店		辞退	電子申請による辞退
榎本建設株式会社		辞退	同上
株式会社細小路工務店		辞退	同上
山際建設有限公司		辞退	同上
布施建設工業株式会社	38,700	落札	
有限会社奥山土建	39,050		
朝日総業株式会社	39,280		
株式会社リオ	39,950		

c 把握した問題点等

契約業者に交付した検査済書の控が作成されていない。

【指摘 31】検査済書の写しの文書での保管

「第 1 川口市立グリーンセンター（直営） 7 施設の維持管

理 (3) 工事契約 ア 外柵補修工事 (ウ) 監査で把握した問題点等」参照。

(イ) ホール棟エレベーター改修工事

a 契約概要

項目	内容	摘要
契約日	平成 30 年 9 月 5 日	
工事場所	川口市川口 3-1-1	
工期	平成 30 年 9 月 5 日～ 平成 31 年 2 月 15 日	
契約金額(税込)	30,834,000 円	
契約保証金	3,083,400 円	東日本建設業保証株式会社
前払金	12,330,000 円以内	請求日:平成 30 年 11 月 9 日
契約業者	東芝エレベータ株式会社北関東支社	
工事完成通知書	平成 31 年 2 月 13 日	
完成検査結果通知書	平成 31 年 2 月 15 日	検査済書控は作成していない
工事目的物引渡書	平成 31 年 2 月 15 日	
請求書	平成 31 年 3 月 28 日	
予定価格(税抜)	28,570,000 円	
落札率	99.9%	

b 契約方法

(a) 契約形態

一者随意契約(地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 2 号)

(b) 随意契約の理由

本工事で改修するエレベーターは、当該業者が製造、施工、更に現在までの保守点検を実施しているものであり、さらに、既設の設備と密接不可分の関係にあり、同一施工者以外の者に施工させた場合、既設の設備等の使用に著しい支障が生ずるおそれがある設備、機械等の改修工事のため。

(c) 見積合せ結果(平成 30 年 8 月 29 日)

見積合せ 6 回目で決定。

c 把握した問題点等

契約業者に交付した検査済書の控が作成されていない。

【指摘 31】検査済書の写しの文書での保管

「第1 川口市立グリーンセンター（直営） 7 施設の維持管理 （3）工事契約 ア 外柵補修工事 （ウ）監査で把握した問題点等」参照。

（ウ）展示ホール可動パネルローラー改修工事

a 契約概要

項目	内容	摘要
契約日	平成 30 年 11 月 22 日	
工事場所	川口市川口 3-1-1	
工期	平成 30 年 11 月 22 日～ 平成 31 年 2 月 28 日	
契約金額（税込）	10,800,000 円	
契約保証金	1,080,000 円	武蔵野銀行川口支店
契約業者	株式会社相馬建設工業	
工事完成通知書	平成 31 年 2 月 25 日	
完成検査結果通知書	平成 31 年 2 月 27 日	検査済書控は作成していない
工事目的物引渡書	平成 31 年 2 月 28 日	
請求書	平成 31 年 3 月 7 日	
予定価格（税抜）	10,290,000 円	
最低制限価格（税抜）	9,219,000 円	
落札率	97.2%	

b 契約方法

（a）契約形態

指名競争入札（地方自治法施行令第 167 条第 3 号）

（b）入札結果（平成 30 年 11 月 15 日）

入札結果は次表のとおり。

（単位：千円）

業者名	金額（税抜）	結果	摘要
布施建設工業株式会社		辞退	紙入札辞退
有限会社奥山土建		辞退	電子入札辞退

朝日総業株式会社		辞退	同上
武南建興株式会社		辞退	同上
株式会社荏込工務店		辞退	同上
有限会社ヒルマ建設工業	9,200	失格	最低制限価格以下
株式会社相馬建設工業	10,000	落札	

c 把握した問題点等

指名7者のうち5者が辞退している。

また、契約業者に交付した検査済書の控が作成されていない。

【指摘 61】 入札辞退を回避する工夫

指名競争入札において、指名業者の入札辞退が散見される。指名業者数は、川口市工事請負業者指名選定基準で設計金額に応じて定められているが、辞退者が多くては競争原理が働かず、指名競争入札の効果が得られているとは言い難い。入札辞退が多く発生する状況を回避するために、何らかの対策を講ずるべきである。

【指摘 31】 検査済書の写しの文書での保管

「第1 川口市立グリーンセンター（直営） 7 施設の維持管理 （3）工事契約 ア 外柵補修工事 （ウ）監査で把握した問題点等」参照。

7 物品等の管理

（1）平成30年度の備品等の購入状況

川口市では、80万円以下の物品購入は契約事務の簡素化のため随意契約によることができる。ただし、随意契約により契約することができる場合も競争性確保のため、川口市契約に関する規則第16条の3の定めにより、原則2者以上の者から見積書を徴取しなければならない。

リアの平成30年度の備品購入は、次表のとおり指名競争入札4件、随意契約5件の合計9件であった。このうち、一者随意契約のNo.1、指名競争入札ではあるが高落札率のNo.5について、その契約内容を検証した。

（税込、単位：円）

No.	件名	契約方法	応札者数／指名者数	契約金額
1	施設管理用備品（司会者台アクリルスタンド）	一者随意契約		330,480
2	舞台装置備品（スタッキングチェア等）	随意契約	4者見積合せ	760,000

3	照明設備備品	指名競争入札	4 者/4 者	777,666
4	施設管理用備品	指名競争入札	4 者/4 者	270,000
5	施設管理用備品（スクリーン）	指名競争入札	4 者/4 者	1,135,080
6	音響設備備品	指名競争入札	4 者/4 者	1,075,518
7	舞台装置備品（譜面台）	随意契約	3 者見積合せ	241,920
8	施設管理用備品（冷蔵庫）	随意契約	2 者見積合せ	124,200
9	施設管理用備品（ツール）	随意契約	2 者見積合せ	64,152

出所：川口市資料

No.1 施設管理用備品（司会者台アクリルスタンド）については、特に問題は認められなかった。No.5 施設管理用備品（スクリーン）についての詳細は、次のとおりである。

ア 契約概要

項目	内容
契約日	平成 30 年 11 月 16 日
納入場所	総合文化センター
購入契約業者	株式会社出光事務機
契約金額（税込）	1,135,080 円
契約方法	指名競争入札
契約締結日付	平成 30 年 11 月 15 日
物品購入契約方法及び競争入札等の被指名人選定日付	平成 30 年 11 月 6 日
予定価格	*, ***, ***円
落札率	***%

イ 契約方法

（a）契約形態

指名競争入札（地方自治法施行令第 167 条第 1 号）

（b）入札結果（平成 30 年 11 月 15 日）

（単位：円）

業者名	1 回目金額（税抜）	結果
株式会社飯塚兄弟電機商会	2,190,000	
株式会社出光事務機	1,051,000	落札

株式会社埼玉舞台企画	1,144,000	
株式会社文鳥堂	1,186,000	

ウ 監査で把握した問題点等

指名業者以外から徴取した複数者の参考見積書を予定価格積算の資料としているが、入札1回目で極めて高落札率の結果であった。

【意見 46】 予定価格の積算方法の工夫

予定価格設定の資料となった参考見積書は、指名業者以外から複数徴取したにもかかわらず、入札1回目で極めて高落札率で決定しているという不自然な結果から判断すると、落札業者が予定価格を把握できたのではないかという疑念を抱かざるを得ない。予定価格の積算方法を工夫する等何らかの対策を講じる必要があると思料する。

(2) 備品等の移設、除却

平成30年度の備品の移設は1件である。移設備品は、旧川口市民会館に設置されていたピアノ（スタインウェイD型274cm）1台で、旧川口市民会館解体に伴いリリアに一時保管され、平成30年4月1日付で川口市立高等学校へ移設した。移設時の備品所管換伺い及び物品所属換報告書を確認するとともに当該物品が備品受払簿の払出欄に記載されていること、リリアのピアノ庫にないことを確認した。なお、平成30年度に除却した備品はない。

資産番号	名称	場所	確認結果
20110001-900000005	ピアノ	地下1階：メインホールピアノ庫	○

(3) 現物確認

リリアにおいて、川口市財産規則に基づく備品管理がなされていることを確認するため、以下の手続を実施し、現物確認の結果に関する総合的な所見を記載した。

- ・備品台帳の記載内容が適切であることを確認するため、備品台帳の中からサンプルを抽出して現物との確認を実施した。
- ・備品台帳の記載内容が網羅的であることを確認するため、現場に設置されている現物の中からサンプルを抽出し、備品台帳に記載されているかを確認した。
- ・指定管理者である公益財団法人川口総合文化センターが、市の備品と明確に区分して備品管理を行っているかについて、同様の確認を実施した。

- ・重要物品がある場合には、重要物品カードが作成され、適切に保管されているかを確認した。
- ・平成 30 年度において物品の返納（廃棄を含む）があったものについては、物品返納書を確認し、備品台帳において返納処理がなされていることを確認したうえで、現場確認時に該当する物品がないことを確認した。
- ・施設所管課および指定管理者が実施する備品の現物調査および報告の状況に関するヒアリングを実施した。

ア 備品台帳から現物への確認（市所有のもの）

No	資産番号	名称	場所	結果	
1	20101008-90000073	カウンター	2 階：メインホール	△	*1
2	20101011-90000113	テーブル	12 階：特別会議室	○	
3	20102006-00000207	パイプ椅子	4 階：お客様カウンター	○	
4	20102007-00000022	長椅子	3 階：アトリウム	△	*2
5	20102999-90000618	その他の椅子類	3 階：ホワイエ	△	*2
6	20103999-90000055	その他の戸棚類	2 階：メインホール	△	*1
7	20104015-90000046	フラワーボックス	2 階：正面入り口	△	*2
8	20108024-90000049	テレビ受像機	—	×	*3
9	20108008-00000059	スクリーン	4 階：音楽ホール	○	
10	20108032-00000038	マイクロフォン	1 階：メインホール倉庫	○	

*1 備品が固定されている等の理由により備品ラベルが確認できなかった。

*2 備品ラベルが貼付されていなかった。

*3 備品が所定の手続きを経ずに廃棄されていた。

【指摘 62】 備品の廃棄は所定の手続きにより行う必要がある。

市では、備品の廃棄は物品返納書を作成し、決裁を得ることで実施する。しかし、該当する備品については数年前に廃棄されているにも関わらず、返納処理の手続きを怠ったまま指定管理者側で廃棄していた。

指定管理者側においては、毎年、現物確認を実施しているとのことであるが、その実施手続き及び管理の方法については改善の余地がある。

備品の廃棄は市所定の手続きを遵守し、指定管理者は市と連携して備品管理にあたる必要がある。

イ 現物から備品台帳への確認（市所有のもの）

No.	資産番号	名称	場所	結果
1	20102011-00000892	会議用椅子	5 階：ロビー	○

2	20108013-00000063	モニターテレビ	2 階：メインホール主催者控室	○	
3	20102011-00004128	会議用椅子	地下 1 階：メインホールピアノ庫	○	
4	02-07	ロビーチェアー	7 階：エレベーター前	×	*4
5	20105037-00000159	黒板・ホワイトボード	10 階：和室	○	
6	20101006-00000769	会議用机	11 階：ロビー	△	*5
7	不明	テーブルセット	6 階：ロビー	×	*6
8	20105031-00000045	電話台	4 階：ホワイエ	○	
9	20100004-00000031	絵画	3 階：廊下	△	*7
10	なし	像	2 階：ロビー	×	*8
11	なし	レリーフ	2 階：廊下	×	*8
12	17-32	車椅子	2 階：廊下	×	*4

*4 旧バージョンの備品ラベルが貼付されており、備品台帳と照合することができなかった。

*5 異なる番号のラベルが 2 枚貼付されていた（20101006-00000769 及び 20101006-00000753）。

*6 備品ラベルが貼付されておらず、備品台帳と照合することができなかった。

*7 備品が固定されている等の理由により備品ラベルが確認できなかった。

*8 寄贈品であり、備品ラベルの貼付がなされていなかった。

ウ 重要物品における備品台帳と現物の確認（市所有のもの）

No.	資産番号	名称	場所	結果	
1	20110001-90000008	ピアノ	地下 1 階：メインホールピアノ庫	△	*9
2	20108031-90000056	スピーカー	地下 1 階：メインホール奈落	○	
3	20114001-00000055	時計	2 階：踊り場	△	*10
4	20120004-00000041	絵画	4 階：アトリウム	△	*10
5	20122001-00000002	幕類	2 階：メインホール壇上	△	*9

*9 備品ラベルが貼付されていなかった。

*10 備品が固定されている等の理由により備品ラベルが確認できなかった。

エ 物品返納状況等の確認（市所有のもの）

No.	資産番号	名称	場所	結果	
1	20110001-90000005	ピアノ	地下 1 階：メインホールピアノ庫	○	*11

*11 東日本大震災における川口市民会館の損壊等を理由に、配置換えによりリリアで受け入れていたが、平成 30 年度に川口市立高校へ配置換えしたもの。

当該ピアノは、当初、昭和 57 年度に川口市民会館において 1,325 万円

で取得したスタインウェイ社製のグランドピアノであり、芸術文化の振興を目的として購入されたものである。

旧川口市民会館は中規模ホール（1294 席）として多くの文化団体の発表の場、市の各種主催行事の会場、音楽家・芸能人のコンサート会場として利用され、当該ピアノは主にコンサート等で使用するために購入された。

その後、東日本大震災にて被災して旧川口市民会館は閉館となり、備品については市内各施設に引き取ってもらう形で所管換えした。当該ピアノについては、引き取り手がつくまでリリアにて一時預かりの状況であった。

スタインウェイ社製のグランドピアノは、コンサートホール等で一流のピアニストにも演奏され、芸術文化活動の創出という観点で価値があるだけでなく、適切な管理のもとで使用されることで価値の維持・向上が見込まれる、ハイスペックなものである。

リリアで保有している同社製のグランドピアノは他に 2 台あり、舞台裏の専用の保管庫に鍵をかけて保管するといった厳重な管理が行われている。

配置転換先である川口市立高等学校は理数科と普通科を擁するいわゆる進学校で、当該グランドピアノは大ホール（500 席）に設置し、授業・部活・行事において、教員がいるときのみ使用している。また、大ホールを使用しない場合は施錠され、1 年に 1 度調律を行う他、適宜清掃している。

オ 備品台帳から現物への確認（指定管理者所有のもの）

No.	資産番号	名称	場所	結果	
1	J-011	チケットセンター用 F A X	1 階：チケットセンター	○	
2	S-005	自転車	地下 1 階：自転車置場	○	
3	S-019	木製収蔵庫	7 階：コンピュータールーム	○	
4	S-029	P テレフォン	2 階：公衆電話コーナー	○	
5	J-014	パンフレットスタンド	キュボ・ラ 2 階：エスカレーター前	○	*12

*12 川口駅東口のキュボ・ラ 2 階の観光物産協会の案内所に設置したもの。

カ 現物から備品台帳への確認（指定管理者所有のもの）

No.	資産番号	名称	場所	結果
1	J-009	パンフレットスタンド	1 階：三国前風除室	○

2	J-012	野立て傘	7階：コンピュータールーム	○	*13
3	J-014	歌花筒	7階：コンピュータールーム	○	
4	S-035	パソコン液晶モニター	7階：コンピュータールーム	○	
5	J-018	特別会議室椅子	12階：特別会議室	×	

*13 特別会議室の椅子（革張りの高価な椅子）は、当初はすべて市の備品であったが、経年劣化により、すべて指定管理者の予算で買い換えたものである。そのため、指定管理者の備品ラベルが貼られているが、備品番号は備品台帳上では別の備品が表示されている。すなわち、同一番号の備品シールが重複して存在し、特別会議室の椅子は備品台帳上では簿外となっている。

【指摘 63】 指定管理者における簿外資産の存在

指定管理者が購入した特別会議室椅子が、簿外資産となっている。これは、老朽化した特別会議室の椅子を修繕する場合、この修繕費は協定上、市が負担すべきであるが、修繕の期間が長期にわたり特別会議室が使用できなくなるおそれがあることから、施設運営の便宜を優先して指定管理者側で代替品を取得したものである。

しかしながら、市から多額の指定管理料が支払われていることを考慮すれば、簿外資産の存在は容認すべきではない。市は指定管理者の物品の管理状況を把握し、適切な指導・監督を行うべきである。

キ 施設所管課および指定管理者が実施する備品の現物調査及び報告の状況

自治振興課では、契約課より4月に備品調査の通知を受け、前期の備品帳簿残高に期中における備品の増減報告を加味して、「備品現在高報告書」を作成して、5月に契約課に報告している。施設規模が大きく、備品数も多いことから、現物実査の範囲は限定的であり、帳簿棚卸による備品管理が主であった。

ク 備品確認における所見

備品確認の結果、備品ラベルの貼付による備品管理が実施されているものの、備品数が多いことから、備品ラベルの貼付が漏れているもの、不明瞭なものが散見された。川口市財産規則において求められる備品管理を実施し、一定の水準の管理は実現できているものの、備品台帳と新しい備品ラベルの貼付による備品管理が細部まで行き届いている印象を得ることはできなかった。

また、施設内には寄贈品のオブジェやレリーフ等も散見されたが、備品台帳における登録及び備品ラベルの貼付は確認できなかった。

なお、備品台帳においては、備品の設置場所には「川口総合文化センター」と記載があるのみであり、具体的な設置場所についての記載は確認できなかった。

【指摘 32】正確かつ確実な備品ラベル貼付を徹底すべきである。

「第1 川口市立グリーンセンター(直営) 8 物品等の管理 (2) 備品等の現物確認及び除却 オ 備品確認における所見」参照。

【指摘 34】寄贈品は適正に管理すべきである。

「第1 川口市立グリーンセンター(直営) 8 物品等の管理 (2) 備品等の現物確認及び除却 オ 備品確認における所見」参照。

【指摘 35】現物確認の実施時期、実施方法を統一し、一定水準以上の管理精度を確保すべきである。

「第1 川口市立グリーンセンター(直営) 8 物品等の管理 (2) 備品等の現物確認及び除却 オ 備品確認における所見」を参照。

【指摘 64】備品確認時の記録を保管し、結果報告は書類で行うべきである。

指定管理者は定期的に備品の現物確認を実施してはいるものの、実施結果は保管しておらず、また施設所管課に対して書類による報告は行っていない。これでは現物確認の実施の有無及び報告の有無を確認することができない。現物確認時の記録を保管するとともに、結果報告は書類によるべきである。

8 施設の利用状況

(1) 過去5年間の利用者数等の目標値及び実績値

ア 利用者(入場者)数の推移

利用者(入場者)数の目標値は設定していない。利用者数の実績値は、平成28年度の66万人をピークに減少し、平成30年度は約1割減の60万人であった。

(単位:人)

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
メインホール	288,138	287,176	314,858	284,606	274,231
音楽ホール	99,718	105,726	98,597	99,889	95,893
展示ホール	86,753	68,535	80,529	73,755	75,725

催し広場	37,444	39,544	40,609	40,533	37,678
小計①	512,053	500,981	534,593	498,783	483,527
特別会議室	2,523	2,062	1,468	1,863	2,365
大会議室	19,361	23,060	22,109	21,538	23,586
中会議室	10,881	10,094	10,756	10,868	11,947
小会議室 1 号	6,695	7,202	6,775	7,095	7,348
小会議室 2 号	5,029	4,916	4,921	5,251	4,533
茶室	1,757	1,720	1,674	1,742	1,632
和室 1 号	3,404	3,088	11,072	3,335	3,222
和室 2 号	1,616	2,160	2,198	1,688	1,904
和室 3 号	2,411	2,415	2,564	2,511	1,975
練習室 1 号	11,724	11,634	11,043	11,071	11,704
練習室 2 号	15,926	16,201	15,377	16,139	15,635
練習室 3 号	8,699	7,486	6,717	7,185	6,779
練習室 4 号	5,801	6,074	7,054	6,473	6,837
ギャラリー	25,727	20,597	22,807	25,896	20,269
小計②	121,554	118,709	126,535	122,655	119,736
合計①+②	633,607	619,690	661,128	621,438	603,263

出所：川口市資料

イ 利用率及び稼働率の推移

利用率は、利用日数を開館日数で除した値である。一方、施設を予約区分である午前、午後、夜間の 3 回に分け、1 日の利用可能回数を 3 回として、利用回数を利用可能回数で除した値が稼働率である。会議室、茶室、和室及び練習室については、稼働率がより利用実態を示していると言える。

利用率及び稼働率の目標値は設定していない。利用率及び稼働率の過去 5 年間の推移は次表のとおりである。

<利用率の推移>

(単位：％)

	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
メインホール	91.1	90.2	92.0	95.5	96.5
音楽ホール	90.3	92.6	86.8	88.8	93.3
展示ホール	83.8	79.5	84.0	85.0	85.5

催し広場	70.8	79.5	78.0	78.4	85.1
小計①	85.6	85.2	85.0	86.6	90.0
特別会議室	31.6	30.1	19.2	25.7	30.6
大会議室	84.2	91.5	93.2	91.2	90.4
中会議室	94.7	94.4	94.4	95.5	93.0
小会議室 1 号	97.7	95.1	93.6	94.5	96.2
小会議室 2 号	97.4	93.9	95.4	96.0	94.8
茶室	36.8	42.2	36.8	38.1	37.0
和室 1 号	56.3	61.0	62.2	65.5	62.3
和室 2 号	36.6	37.7	36.1	37.0	38.9
和室 3 号	45.9	47.4	46.1	50.4	43.0
練習室 1 号	99.7	99.4	99.1	99.1	98.8
練習室 2 号	95.4	95.9	95.7	94.8	95.1
練習室 3 号	95.9	95.9	91.6	89.5	90.4
練習室 4 号	100.0	99.7	99.4	100.0	99.7
ギャラリー	83.5	82.7	82.9	85.7	84.1
小計②	75.8	76.5	75.0	76.2	75.6
合計①+②	77.9	78.4	77.2	78.4	78.7

出所：川口市資料

<稼働率の推移>

(単位：％)

	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
メインホール	81.8	81.9	82.6	86.0	87.4
音楽ホール	75.7	81.7	74.5	74.4	81.5
展示ホール	70.5	66.7	68.9	69.2	71.2
催し広場	59.7	60.9	62.0	59.8	67.7
小計①	71.4	72.4	71.6	71.8	76.8
特別会議室	17.2	17.0	9.9	13.1	19.1
大会議室	64.5	72.6	73.9	71.3	74.8
中会議室	75.9	72.5	67.9	69.3	71.3
小会議室 1 号	86.5	81.9	80.8	82.0	83.0
小会議室 2 号	77.9	75.9	74.6	76.7	74.8
茶室	21.7	22.2	22.0	21.9	21.8
和室 1 号	31.2	38.0	36.5	40.7	45.1
和室 2 号	19.9	20.9	19.4	16.8	20.7

和室 3 号	31.1	30.8	29.8	33.8	28.2
練習室 1 号	97.1	94.9	93.1	86.4	93.3
練習室 2 号	75.4	77.1	70.7	68.1	65.9
練習室 3 号	75.0	69.8	62.7	64.1	62.6
練習室 4 号	97.3	94.3	96.4	95.8	91.7
ギャラリー	80.4	79.6	81.2	82.6	82.2
小計②	61.3	60.9	58.9	59.0	59.9
合計①+②	63.4	63.3	61.6	61.7	63.4

出所：川口市資料

平成 30 年度の稼働率は、メインホール等の小計①で最高値を示している。また、会議室等の小計②は平成 28 年度よりも 1 ポイント上昇している。このように稼働率は上昇しているが、前述のとおり利用者数は平成 28 年度と比較して約 1 割減少していることから、イベント数、予約数は増えているものの、来場者数・利用者数は逆に減少していると考えられる。

メインホール、音楽ホール、展示ホール及び催し広場は、いずれも利用率が高く 85%以上となっており、稼働率も催し広場を除き 70%超の高水準を示している。一方、特別会議室、茶室及び和室は利用率・稼働率が低い。円卓を囲んで 44 席のエグゼクティブチェアを配し、ビデオプロジェクターシステム、専用の応接室、同時通訳室が完備されている特別会議室は、稼働率が 20%に満たない。茶室及び和室の稼働率は和室 1 号を除くと 20%台に留まっている。これは使用するイベント数が減少していること、利用者が高齢化傾向にあり、立ち居が容易な椅子のある部屋へ利用が流れること、和室 2 号は音漏れがすることが理由と考えられる。

【指摘 42】適切な目標値を定め、利用者数の増加、利用率・稼働率の改善に努めるべきである。

「第 2 川口市立中央ふれあい館（直営） 8 施設の利用状況

（1）過去 5 年間の利用状況及び主催講座の実績 ア 過去 5 年間の利用者数、目標値及び稼働率」参照。

（2）利用料金

利用料金は、条例で定められた料金の範囲内で市長の承認を得て決定する。現行の利用料金は条例で定められた料金と同一である。（使用者負担割合については、「9 施設の運営管理 （4）過去 5 年間の施設の損益状況 エ

受益者負担割合」を参照。)

(3) 各種アンケート等の実施状況

指定管理者は、毎年度「自主事業アンケート」及び「利用者アンケート」を実施している。

自主事業アンケートは、リリア自主事業公演における来場者の満足度やニーズを把握し、今後の会館運営に活かすことを目的とし、自主公演の来場者（ポピュラーコンサートなど一部の公演を除く）を対象に、プログラムやチラシとともに来場者へ配布し、任意に回答を得るものである。平成30年度は20,657枚を配布し、回収数は1,666枚、回収率は8.07%であった。公演の満足度についての回答結果は、次表のとおりである。

<自主事業アンケート結果>

公演の満足度	回答率
非常に満足	72.1%
満足	26.8%
不満	0.7%
非常に不満	0.4%
合計	100.0%

出所：川口市資料

利用者アンケートは、主として会議室等の施設を利用する団体の代表者に配布して記入してもらうもので、職員の対応、施設全般の満足度、要望等を調査、収集する目的で実施している。なお、同アンケートは、施設内カウンター等に常置してあるため、来場者・利用者が任意に回答することも可能である。

対応した職員については、次の3項目

- ・対応のスピード
- ・説明の仕方、対応内容
- ・言葉づかい、マナー

の3項目、また、施設全般については、

- ・清掃
- ・警備
- ・案内表示
- ・照明、空調
- ・利用料金の額

の5項目を、とても満足は5点、満足は4点、どちらでもないは3点、やや不満は2点、かなり不満は1点で採点してもらっている。また、その他の意見を自由に記入してもらっている。

平成30年度の回答数は117枚であった。対応した職員及び施設全般についての回答結果は、次表のとおりいずれの項目の平均点数は4点（満足）以上の高評価を示している。

なお、その他の意見として寄せられた内容については、指定管理者の対応・措置状況と併せて、自治振興課へ報告を行っている。平成28年度から平成30年度の意見数は、

- ・平成28年度 9件
- ・平成29年度 8件
- ・平成30年度 2件

であった。

<利用者アンケート結果>

質問項目	回答数（人）					平均 点数 （点）
	とても 満足 （5点）	満足 （4点）	ど ち ら で も な い （3点）	やや 不満 （2点）	かなり 不満 （1点）	
対応した職員について						
1 対応のスピード	61	40	7	0	0	4.50
2 説明の仕方、対応内容	62	36	8	1	0	4.49
3 言葉づかい、マナー	63	37	4	1	0	4.54
施設全般						
1 清掃	65	38	2	1	0	4.58
2 警備	54	43	8	0	1	4.41
3 案内表示	52	46	4	1	2	4.38
4 照明、空調	44	47	12	1	1	4.26
5 利用料金の額	40	46	16	1	0	4.21

出所：川口市資料

【意見 47】 自主事業アンケートの回収率向上の必要性

自主事業アンケートの結果は、「非常に満足」と「満足」の合計が98.9%であり来場者の満足度は高いように見える。しかし、回収率が10%に満たない低水準であることから、大きな誤差が生じている可能性があり、この結果をもって実施事業の満足度が高いとは言い切れない。アンケートを実施する場合は、その結果を利用できるよう回収率の向上に努めていただきたい。

【意見 48】利用者アンケートの様式に工夫を

利用者アンケートの平成 30 年度の回答数は 117 枚であり、リリアの施設来場者・利用者の規模を考慮すれば回答数は極めて低い。利用者アンケートは、職員の対応や施設全般への意見調査が目的であるが、回収率が低くその目的を果たしているのか疑問である。一つでも多くの不満や要望を汲み上げられるように、回答様式を見直すのも一つの方法であろう。様式を工夫し回収率の向上に努めていただきたい。

(4) 利用促進のための施策

ホームページだけでなく Twitter を活用し周知に努めている。また、各種団体に対するダイレクトメールの送付等を実施している。

さらに、利用者からの要望に柔軟に対応するよう努めており、例えば和室を利用したマタニティ体操教室等、想定した利用方法とは異なる利用希望にも応じている。

ホームページからイベント等のチケットの購入は可能であるが、施設利用予約については来館して手続きを行わなければならない。その理由は、利用予約はイベント前の準備時間やイベント後の撤収時間を考慮しなければならない、担当者が利用者に対面で直接説明を行ったうえで受付を行う必要があるためとのことである。

9 施設の運営管理

(1) 指定管理者の選定方法、検討内容、検討結果

指定管理者の選定方法は、第 1 期より随意指定である。選定は、市の指定管理者選定方法に則り、随意指定により公益財団法人川口総合文化センターが指定管理者に選定されている。

第 1 期は、平成 18 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日の 5 年間、第 2 期は平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日の 5 年間、そして現在は第 3 期で平成 28 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までとなっている。

第 3 期の選定スケジュールは次のとおりである。

- ・平成 27 年 5 月 27 日：第 1 回専門委員会
指定管理者選定方法、募集要項、審査基準を決定
- ・平成 27 年 9 月 16 日：第 2 回専門委員会
指定管理者の候補者の書類審査、プレゼンテーション及びヒアリングの実施、指定管理者候補者の決定
- ・平成 27 年 11 月 6 日：川口市指定管理者候補者選定及び評価会議

市の資料に記載されていた随意指定の理由は、次の３点である。

① 利益追求ではなく、公益事業に重点を置く法人であること。

リリアは、芸術文化の振興とコミュニティの促進を図り、もって豊かな市民生活の形成と地域社会の発展に寄与することを目的に、市の条例で定められ、平成２年７月に設置された。

公益財団法人川口総合文化センターは、当施設の事業目的を達成するために、当施設の設置に併せて設立した法人であり、優れた芸術文化の企画・実施及び情報の発信基地として市民に啓発・普及させるため、芸術文化事業を都内ホール等に比べ、低廉な料金で提供してきた実績を持つ。

また、国の公益法人制度改革関連法の施行に伴い、公益財団法人への移行手続きを行い、平成２２年９月には、埼玉県で公益財団法人として認定され、公益目的事業を行うことを主たる目的とした法人である。

② 施設維持管理に精通し、積極的に施設の維持管理に努めている法人であること。

当施設は開館から２０年以上が経過し、多岐にわたり施設の修繕が必要な時期となっている。当公益財団法人は、開館当初から施設の維持管理を行っており、細部にわたる知識が安全で快適な施設運営に不可欠と考える。

当公益財団法人の平成２６年度の当施設の修繕実績として、冷温水発生器、大扉装置舞台装置などの修繕や、ピアノのオーバーホールなど全部で１３５箇所の修繕を実施し、３千万円を超える支出をしている。これらの修繕は利用者の利便性や安全安心を確保する上で最重要課題であり、利益を追求する以前に迅速性かつ機動性が求められるため、公益性のある法人に施設管理を委ねることが適当と思料される。

③ 地域に密着した芸術文化の振興とコミュニティの促進事業の実績を持つ法人であること。

当公益財団法人は、平成２年の開館以来、「優れた芸術文化の振興とコミュニティの促進」という設立趣旨に基づいた事業を実施すべく、その責務を担い実績を上げてきた。優れた舞台芸術を中心とした市民への鑑賞の機会を継続して実施し、市民に感動と希望をもたらし、創造性を育んできた。また、市域の芸術家や市民が参画・参加する事業を実施し、「ワークショップ」や「アウトリーチ」など教育普及活動も

積極的に実施し、文化芸術による地域コミュニティやアイデンティティの確立に尽力してきた。このような事業を通して、長年にわたり培ってきた市民とのつながりで、深い信頼と評価を獲得するとともに市の文化芸術の中心的施設として、人々が集う地域における活力源となってきた。

この随意指定理由について検討した。一つ目の理由については、芸術文化のためのホール等の施設管理を業務としている公益法人は他にも存在する。二つ目の理由についても、指定管理者は開設当初から施設の維持管理に携わっていることから、施設維持管理に精通しているのは当然のことであり、また、三つ目の理由も、開設当初から設立趣旨に基づいた事業を実施してきたのであるから、地域に密着した芸術文化の振興とコミュニティの促進事業の実績を持つのは当然である。これらの理由が、必ず随意指定にしなければならない合理的理由とは認められなかった。

【指摘 21】随意指定理由の合理性及び外部監査の導入検討

「第 3 章 公共施設の維持管理における川口市の方針と取り組み 7 運営形態の種類とその割合 (8)随意指定による指定管理者の選定」参照。

(2) 指定管理料の推移

指定管理料は、指定管理者から提出された収支計画書に基づき、所管課がその内容を精査したうえで決定している。指定管理料の 5 年間の推移は、次のとおりである。平成 28 年度及び平成 29 年度において予算額と決算額に相違があるのは、平成 28 年度から精算制度が導入されたためである。

平成 30 年度の指定管理料が予算額、決算額とも増額しているのは、市が平成 30 年度から中核市になり、そのプレイベントを実施したことによる。

(単位：千円)

	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
予算額	483, 825	479, 325	490, 370	484, 370	503, 500
決算額	483, 825	479, 325	484, 014	476, 370	503, 500

出所：川口市資料

【指摘 23】指定管理料のより厳格な算定

「第 3 章 公共施設の維持管理における川口市の方針と取り組み 7 運営形態の種類とその割合 (9) 指定管理料の変遷」参照。

(3) 指定管理者に対する管理方法とその点検状況

自治振興課は、事業年度開始前に事業計画書の提出を受け、事業年度終了後に事業報告書及び決算報告書を求め、その内容を確認しているとの説明を受けた。経営状況については、内容を点検し、市議会決算委員会で報告を行っている。

指定管理者の平成 30 年度の事業計画書、事業報告書及び決算報告書の内容を確認した。指定管理者の実施事業は、公益目的事業である文化振興事業（公 1）及び地域振興事業（公 2）と、収益事業である施設貸館等事業（収 1）及び利用サービス促進事業（収 2）に区分されている。

文化振興事業（公 1）は具体的には、

- ・文化活動支援事業（助成（応募型）事業）
- ・文化創造、育成事業（自主公演事業）
- ・芸術文化鑑賞、交流事業（主催公演事業）
- ・補助事業

の 4 事業である。

地域振興事業（公 2）は具体的には、文化振興事業（公 1）以外の一般への貸館で不特定多数が利用する目的のもの、例えば英会話教室や編み物教室等の利用への貸出事業を指す。

施設貸館等事業（収 1）は具体的には、一般への貸館で特定の者が利用する目的のもの、例えば会社会議や株主総会への利用及び併設駐車場の利用に対する管理運営事業である。

利用サービス促進事業（収 2）は具体的には、文化事業に伴う物品販売、受託チケット販売、飲食サービス及びイベント機材貸出事業である。

内閣府が作成している「公益法人制度等に関するよくある質問（FAQ）」によれば、施設の貸与が公益目的事業と認められるには、①施設貸与目的は何か、②その目的に照らして合理的な活動への貸与か否か、という視点で整理するのが適当とされている。リアの場合、“芸術文化の振興とコミュニティの促進”が設置目的であるため、“芸術文化の振興とコミュニティの促進”に合致する活動であれば、公益目的事業に該当することになる。しかし、地域振興事業（公 2）の中には、この設置目的に合致する活動なのか判断に迷う活動への貸与も含まれていた。

また、事業計画書は約 2 ページ強であり、その大部分は文化振興事業（公 1）についての説明であるが、具体的で詳細な説明とは言い難い。地域振興事業（公 2）についての説明は全くなく、収益事業の 2 事業（施設貸館等事業（収 1）及び利用サービス促進事業（収 2））については、それぞれ 2 行のみの記載に留まっていた。

事業報告は 11 ページに及んで説明が記載されている。そのうち 10 ページは文化振興事業（公 1）についての説明であり、事業計画書同様、地域振興事業（公 2）についての説明は全くなかった。また、収益事業の 2 事業（施設貸館等事業（収 1）及び利用サービス促進事業（収 2））については、どちらも事業計画書とほぼ同一の記載であった。

平成 30 年度の決算報告書では、過年度の退職給付引当金の処理誤りを平成 30 年度決算で修正している。この修正損失 6,512 千円は、経常外損益の部に記載すべきところ、決算報告書では経常損益の部の退職給付費用に含めて計上していた。

【指摘 65】事業計画書及び事業報告書の詳細な記載と実効性のある点検の必要性

指定管理者の平成 30 年度の事業計画書は、内容が乏しい。現指定管理者は随意指定で選定されており、所管課は現指定管理者ありきで表面的な管理で済ませている印象を受ける。指定管理者は、詳細に記載された事業計画書及び事業報告書を作成すべきであり、また、所管課はこれを精査し、真に実効性のある点検を実施すべきである。

（４）過去 5 年間の施設の損益状況

ア 過去 5 年間の当施設の損益状況

指定管理者の決算報告書に基づく過去 5 年間の当施設の損益状況は、次表のとおりである。当期経常増減額は経常利益を意味する。平成 30 年度は、経常利益を意味する当期経常増減額がマイナス（赤字）となっている。これは、出演料等文化事業費が前年度を約 4 千万円上回り、その増加額を文化事業収益の増加で回収できなかったことが主な理由である。

（単位：千円）

	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
経常収益 A	939,203	923,701	910,718	888,084	949,870
指定管理料収益	483,825	479,325	484,014	476,370	503,500
その他収益	455,378	444,376	426,704	411,714	446,370
経常費用 B	928,648	903,815	875,394	870,897	950,743
当期経常増減額 C=A-B	10,555	19,885	35,323	17,186	△873

出所：川口市資料

イ 施設維持総コスト

指定管理者の決算報告書には、当施設の建物の減価償却費及び市が負担する修繕費は含まれていない。建物及び工作物の減価償却費は、監査実施時点で平成 30 年度分は確定していないが、平成 29 年度分は 290,033 千円であった。なお備品の減価償却費は施設別に把握することができないため、この計算では考慮していない。さらに、施設維持総コストを算出するには、修繕費も加味する必要がある。当施設の平成 30 年度の修繕費は、「6 施設の維持管理 (2) アセットマネジメント ウ 平成 30 年度の工事契約状況」に掲載した一覧表のうち、建物として固定資産台帳に計上されるNo.1 及びNo.4 を除いた 6 件合計 63,450 千円である。よって、当施設の平成 30 年度の総コストは、

①指定管理者の経常費用	950,743 千円
②建物・工作物減価償却費	290,033 千円
③修繕費	63,450 千円
①～③合計	1,304,226 千円

と算出された。

これを平成 30 年度の利用者数 603,263 人で除した利用者 1 人当たりのコストは、2,162 円となった。

ウ 市の負担額

当施設の維持にかかる年間トータルコストは上記「イ 施設維持総コスト」のとおりであるが、実際に市が負担している金額は、指定管理料、減価償却費及び修繕費である。よって、平成 30 年度の市の負担額は、

①指定管理料	503,500 千円
②建物・工作物減価償却費	290,033 千円
③修繕費	63,450 千円
①～③合計	856,983 千円

と算出された。

これを平成 30 年度の利用者数 603,263 人で除した利用者 1 人当たりの市の負担額は、1,421 円となる。

エ 受益者負担割合

受益者負担割合は、他の施設との比較可能性の観点から次の考え方に従って算出した。

- ・指定管理者の損益ではなく、施設の損益、収支で考える。
- ・施設で行われている事業は公益目的事業、収益事業を問わない。

- ・ 条例等で定められていない収益は、費用から差し引く。
- ・ 減価償却費を考慮する（平成 30 年度分は、計算時点において未確定のため、平成 29 年度実績を使用）。
- ・ 指定管理料は、施設の損益に関係しないため考慮しない。

よって、当施設の平成 30 年度の受益者負担割合は、次表のとおり 34.4%と算出された。

（単位：千円）

	金額
収益合計 A	416,617
利用料金収益	282,255
文化事業収益	119,629
特別文化推進事業収益	47
附帯事業収益	14,684
費用合計 B	1,211,024
経常費用	950,743
基本財産運用益	△4,577
特定資産等運用益	△31
受取負担金	△25,055
雑収益	△87
減価償却費	290,033
損益 A－B	△794,407
受益者負担率 A÷B	34.4%

現在の利用料は、近隣の同種施設の利用料を参考として決定されたとのことである。ただし、市では、使用料を徴収する施設については市民負担の公平性の確保の観点から利用料の見直し基準を作成しており、その基準ではリアは受益者負担率 50%とされている。しかし、実際の受益者負担率は 34.4%と基準に達していない状況であった。

【指摘 20】「使用料の見直し」通知の順守

「第 3 章 公共施設の維持管理における川口市の方針と取り組み 6 有料施設の利用料に関する川口市の考え方、方針等 （5）実際の負担割合」参照。

（5）災害発生時の対応

今年度 10 月の台風 19 号の襲来時、市は避難所を開設し、避難者を受け入

れた。リリアも10月12日18時30分にメインホールを開放し425人を受け入れ、翌13日7時30分に閉設している。

10 その他施設固有の課題等

指定管理者の代表者を川口市長が務めている。

【意見16】民間事業者等としての指定管理者

「第3章 公共施設の維持管理における川口市の方針と取り組み 7 運営形態の種類とその割合 (10) 指定管理者の代表者」参照。